

学校のきまり「体育館使用上の注意」

1. 体育館使用は、次に掲げる場合のみとする。
 - (1) 体育授業時、部活動
 - (2) 学校行事、学年行事、学級行事。
 - (3) 校長が特別に許可したとき。
2. 次に掲げることがらは、生徒の健康安全並びに施設保全上の立場から禁止する。
 - (1) 館内土足
 - (2) 10分間休みや昼休みにおける館内の使用。
 - (3) 放送室、更衣室、体育管理室に無断で立ち入らないこと。
3. 部活動使用について
 - (1) 部での使用は割当て表による。
 - (2) 使用するボール等は必ず使用前によくふき泥、砂等の付着をなくしておくこと。
 - (3) 施設、用具は必要な物だけを使用し汚損、破損したときは直ちに体育の先生および顧問の先生に報告し指示に従うこと。
 - (4) 館内使用の部は練習後必ずモップで館内の清掃を行うこと。
 - (5) 館内の換気に留意し、窓および通気窓の開閉を確実にを行うこと。
 - (6) 体育館使用は、下校時刻までとする。
 - (7) 以上の諸注意を守らなかった部については使用禁止の処置をとることもあり得る。